

收受年月日	議長	事務局長	書記
元・11・11	大縄	藤田	根本
第112号			


発議第 3 号




令和元年11月11日


埴町議会議長 大縄 武夫 様


提出者 埴町議会議員

鈴木安次 

賛成者

鈴木茂 

副貝壽一 

小峰由久 

吉岡克則 

事務調査に関する決議案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

7

## 定住促進住宅新築工事調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり定住促進住宅新築工事の事務に関する調査を行うものとする。

### 記

#### 1、調査事項

定住促進住宅新築工事の設計入札契約に関する事項

#### 2、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び埴町議会委員会条例第5条、さらに埴町議会運営に関する基準第109条の規定により議長を除く委員13名で構成する定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会を設置し、これを付託して行う。

#### 3、調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条1項・同法第98条第1項の権限を定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会に委託する。

#### 4、調査期限

1に掲げる調査が終了するか、令和2年3月30日までのいずれか早い日とし、閉会中も継続して調査する。

#### 5、調査経費

本調査に関する経費は10万円以内とする。

#### (理由)

定住促進住宅新築工事に伴う不適切な事務処理を調査する。